

那覇市公報

第 1 7 1 6 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市旅館業法施行条例の一部を改正する条例（生活衛生課）…………… 572

◇告 示◇

○平成 30 年（2018 年）4 月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）…… 574

○平成 30 年（2018 年）4 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について
（総務課）…………… 575

○市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示（道路管理課）…………… 576

○平成 30 年（2018 年）5 月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）…… 579

○那覇市国際親善名誉市民の顕彰について（秘書広報課）…………… 579

○平成 30 年度那覇市一般会計補正予算(第 1 号)（財政課）…………… 580

○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（障がい福祉課）
…………… 581

◇公 告◇

○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（市民生活安全課）… 581

○所有者等の確知できない違反建築物に対する措置命令について（建築指導課）
…………… 588

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 589

条 例

那覇市条例第44号

平成30年 4 月 20 日

公 布 済

那覇市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

那覇市旅館業法施行条例(平成24年那覇市条例第62号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(衛生措置の基準) 第3条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、市長は、<u>ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業</u>の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものについて、公衆衛生の維持に支障がないと認めるときは、同項の基準を緩和することができる。 (構造設備の基準) 第5条 政令<u>第1条第1項第11号、第2項第10号、第3項第7号及び第4項第5号</u>の条例で定める構造設備の基準は、別表第2のとおりとする。 2 [略] 別表第1(第3条関係) 衛生措置の基準 1～8 [略] 9 客室の定員 (1) <u>ホテル営業、旅館営業及び下宿営業</u>にあつては、3平方メートルにつき1人とする。ただし、修学旅行等多数人の団体宿泊の場合であつて、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。 (2) [略] 10 [略] 別表第2(第5条関係) 1 <u>ホテル営業</u>の施設の構造設備の基準 (1)～(8) [略] 2 <u>旅館営業</u>の施設の構造設備の基準 (1) 前項第1号から第6号までに掲げる	(衛生措置の基準) 第3条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、市長は、<u>旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業</u>の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものについて、公衆衛生の維持に支障がないと認めるときは、同項の基準を緩和することができる。 (構造設備の基準) 第5条 政令<u>第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号</u>の条例で定める構造設備の基準は、別表第2のとおりとする。 2 [略] 別表第1(第3条関係) 衛生措置の基準 1～8 [略] 9 客室の定員 (1) <u>旅館・ホテル営業及び下宿営業</u>にあつては、3平方メートルにつき1人とする。ただし、修学旅行等多数人の団体宿泊の場合であつて、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。 (2) [略] 10 [略] 別表第2(第5条関係) 1 <u>旅館・ホテル営業</u>の施設の構造設備の基準 (1)～(8) [略]

<u>基準に適合すること。</u> (2) <u>前項第5号イの共同用の便所における便所の便器の数は、大便器2個及び小便器1個以上を有すること。ただし、大便器で小便器を兼用できるときは、小便器を置かないことができる。</u> <u>3</u> 簡易宿所営業の施設の構造設備の基準 (1) <u>第1項第1号から第6号までに掲げる基準に適合すること。</u> (2)～(3) [略] <u>4</u> [略]	<u>2</u> [略] (1) <u>前項第1号から第6号までに掲げる基準に適合すること。</u> (2)～(3) [略] <u>3</u> [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

告 示

那覇市告示第 71 号
平成 30 年 4 月 16 日
掲 示 済

平成 30 年（2018 年）4 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 30 年（2018 年）4 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 平成 30 年 4 月 23 日（月）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - （1） 平成 30 年度那覇市一般会計補正予算（第 1 号）
 - （2） 専決処分の承認を求めることについて（那覇市税条例の一部を改正する条例制定）
 - （3） 専決処分の承認を求めることについて（那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）
 - （4） 訴えの提起について
 - （5） 議決内容の一部変更について
 - （6） 専決処分の報告について（譲渡対象犬の咬傷事故）
 - （7） 専決処分の報告について（那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定）

那 覇 市 告 示 第 7 4 号

平成 30 年 4 月 20 日

掲 示 済

平成 30 年（2018 年）4 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 30 年（2018 年）4 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 城 間 幹 子

付 議 事 件 名

委員会への付託陳情

- （1） 10.10 空襲で戦災にあった那覇へ義援金を送った方へのお礼について

議員派遣について

那覇市告示第 75 号

平成 30 年 4 月 20 日

掲 示 済

市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 18 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更及び供用開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

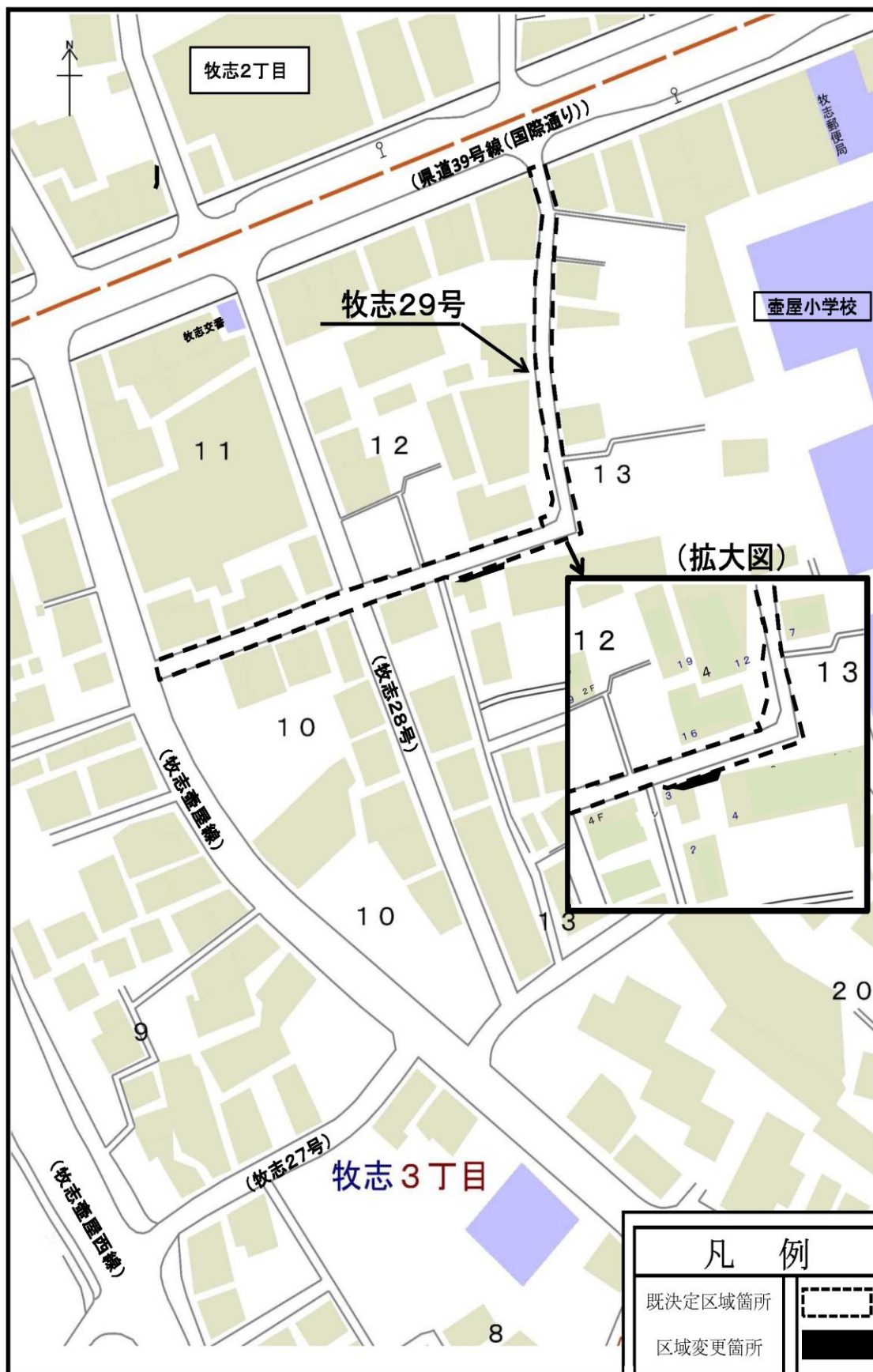
1. 区域変更する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
619	牧志29号	牧志3丁目288番～ 牧志3丁目113番1	162.3	2.5 ～ 6.0	区域追加

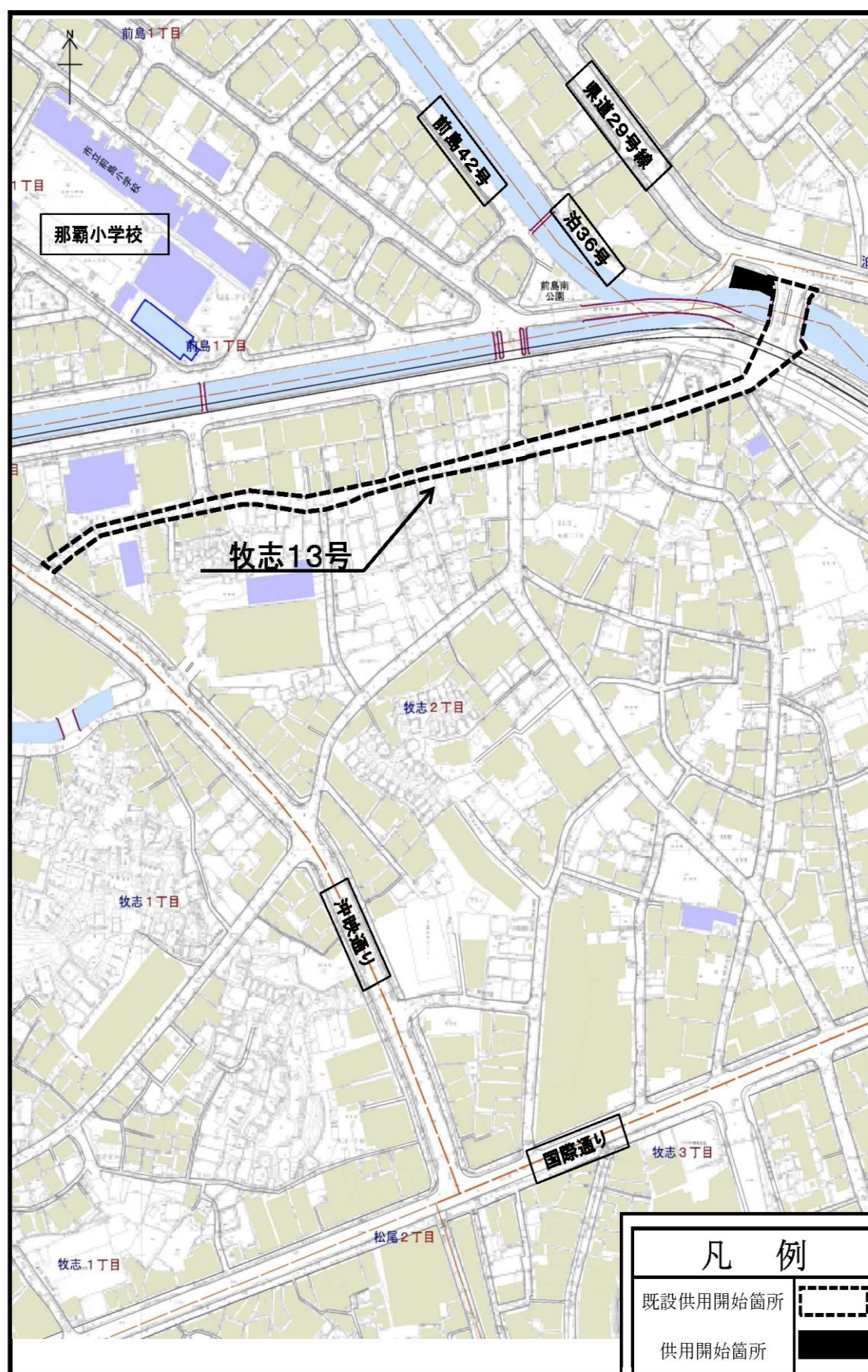
2. 供用開始する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
603	牧志13号	安里1丁目512～ 牧志2丁目640番13	450.7	5.1 ～ 30.6	一部区間

市道路線の区域変更位置図(参考図)



市道路線の供用開始位置図(参考図)



那 覇 市 告 示 第 76 号

平成 30 年 4 月 23 日

掲 示 済

平成 30 年（2018 年）5 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 30 年（2018 年）5 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 平成 30 年 5 月 2 日（水）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - （1） 那覇市国際親善名誉市民の選定の同意を求めることについて
 - （2） 那覇市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例制定について
 - （3） 専決処分の報告について（那覇市旅館業法施行条例の一部を改正する条例制定）

那 覇 市 告 示 第 100 号

平成 30 年 5 月 15 日

那覇市国際親善名誉市民の顕彰について

那覇市名誉市民条例第 8 条に基づき、次の者を那覇市国際親善名誉市民として顕彰したので、ここに同条例 4 条の規定により公示する。

那覇市長 城 間 幹 子

登録番号 14 号

氏 名 ペドロ ルイス デ フレイタス ゴウヴェア ジューニオル
 生 年 月 日 1965 年 12 月 14 日生
 現 住 所 ブラジル連邦共和国 サンパウロ州サンビセンテ市
 事 績 サンビセンテ市長として那覇、サンビセンテ両市の友好親善促進に尽力した。

那覇市告示第 101 号

平成 30 年 5 月 15 日

平成30年(2018年) 4 月那覇市議会臨時会で議決された平成30年度那覇市一般会計補正予算(第 1 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 30 年度那覇市一般会計補正予算(第 1 号)

平成 30 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 32, 648 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 147, 603, 648 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 繰入金		4, 316, 935	32, 648	4, 349, 583
	2 基金繰入金	4, 315, 708	32, 648	4, 348, 356
歳 入 合 計		147, 571, 000	32, 648	147, 603, 648

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		11, 529, 360	32, 648	11, 562, 008
	2 徴税費	1, 082, 522	32, 648	1, 115, 170
歳 出 合 計		147, 571, 000	32, 648	147, 603, 648

那覇市告示第 102 号

平成 30 年 5 月 15 日

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 59 条第 1 項の規定に基づき平成 30 年 5 月 1 日付け次のように指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

医療機関 名称及び所在地	開設者名称	自立支援医療の種類
はるはな薬局 那覇市字安里 395 番地 2	株式会社 あいわ 代表取締役 奥平 麻寿美	育成医療・更生医療

公 告

那覇市公告第 49 号

平成 30 年 5 月 1 日

掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成30年4月2日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	ハイサイ市民課	目的外利用部課 又は提供先	環境衛生課
業 務 の 名 称	あき地管理適正指導業務		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☐ 年 月 日 ☒ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	市内に所在する不良状態にあるあき地の管理者の氏名、住所、生年月日、年齢、性別、世帯主名、世帯主との続柄、住民日、異動日、前住所、転居・転出先住所、死亡日、本籍地、住民区分。		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	那覇市あき地の適正化に関する条例第4条に基づき、市内に所在する不良状態にあるあき地の管理者に対し雑草の除去について必要な指導又は勧告を行うため、当該あき地管理者の住所又は連絡先を確認する。		
届 出 担 当 部 課	環境衛生課 電話098-951-1530		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成30年4月2日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	ハイサイ市民課	目的外利用部課 又は提供先	環境衛生課
業 務 の 名 称	ハブ衛生害虫等対策業務		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☐ 年 月 日 ☒ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	ハブ捕獲器を設置する必要があるあき地及びハブの棲みかとなる可能性のある不適当構造物の所有者等、並びにねずみ衛生害虫の発生場所の土地建物の所有者等の氏名、住所、生年月日、年齢、性別、世帯主名、世帯主との続柄、住民日、異動日、前住所、転居・転出先住所、死亡日、本籍地、住民区分。		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	那覇市ハブ対策条例第10条に基づき、ハブ生息地域(あき地等)の所有者等に対して捕獲器等の設置の許可を得るため、及び同条第11条に基づく不適当構造物の補修等の勧告を行うため、所有者等の住所又は連絡先を確認する。 ねずみやゴキブリ等のそ族衛生害虫の発生場所の土地建物の所有者への環境衛生上の指導を行うため住所または連絡先を確認する。		
届 出 担 当 部 課	環境衛生課 電話098-951-1530		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成30年4月2日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	ハイサイ市民課	目的外利用部課 又は提供先	環境衛生課
業 務 の 名 称	犬猫適正飼養推進業務		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☐ 年 月 日 ☒ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	狂犬病予防法により登録されている飼い主及び犬猫に起因する相談の対象者の氏名、住所、生年月日、年齢、性別、世帯主名、世帯主との続柄、住民日、異動日、前住所、転居・転出先住所、死亡日、本籍地、住民区分。		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	畜犬管理システムに登録されている飼い主に対し、狂犬病予防注射接種等の通知文書を送付しているが、転居、転出等により通知文書が返戻となっている。飼い犬の飼育実態等の確認が必要なため、転居先、転出先等の住所または連絡先を確認する。又、市民相談の対象者に対し、動物の適正飼養の啓発を行う際の世帯状況等の確認をする。		
届 出 担 当 部 課	環境衛生課 電話098-951-1530		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成30年 4月 19日

那霸市長 宛

那霸市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部障がい福祉課	目的外利用部課 又は提供先	健康部健康増進課
業 務 の 名 称	高齢者肺炎球菌接種対象者決定		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	☒ 平成30年4月20日 ☐ 随 時 ()		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内 容	60歳以上65歳未満（昭和29年4月2日～昭和34年4月1生まれ）で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者。またヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者。（これらの障害により身体障害者手帳1級の者及び同程度の診断を受けている者）		
目的外利用又は提供をする根拠条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （ 審議会承認類型事項1 ） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は提供をする理由	根拠法令：予防接種法第5条第1項 予防接種法施行令第1条の3 法令に基づいて、60歳以上65歳未満で一定の障害を有する者へ予防接種の通知をする際に必要なため		
届 出 担 当 部 課	健康部健康増進課	電 話	内線6006

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成30年4月25日

那霸市長 宛

那霸市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部障がい福祉課	目的外利用部課 又は提供先	秘書広報課
業 務 の 名 称	「声の広報」事業 点字版広報「なは市民の友」印刷・製本事業		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	☒ 平成30年4月25日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	平成30年3月1日時点での、身体障害者手帳(視覚障害)1, 2級保持者のリスト		
目的外利用又は提供をする根拠条項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会類型事項1項による) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は提供をする理由	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に基づき、身体障害者手帳(視覚障害)1, 2級保持者に上記広報事業を実施するため		
届出担当部課	障がい福祉課 862-3275 (担当: 給付1グループ)		

第10号様式(第19条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成30年4月27日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部保護管理課	目的外利用部課 又は提供先	沖縄市 高齢福祉課 保険料係
業 務 の 名 称	平成30年度介護保険料決定		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 平成30年4月 日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報 の 内 容	氏名、生年月日、ケース番号、生活保護開始日、住所		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (平成18年3月29日審議会承認 個人情報の目的外利用又は 外部提供を行うことが出来る類型事項1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	介護保険法及び平成12年3月31日 社援第825号 厚生省社会・援護局長通知「生活保護法による介護扶助の運営要領について」第3-2に基づき		
届 出 担 当 部 課	福祉部 保護管理課 電話861-5193		

那覇市公告第 68 号

平成 30 年 5 月 15 日

所有者等の確知できない違反建築物に対する措置命令について

次の建築物は建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）第 20 条第 1 項の規定に違反しているので、当該建築物の所有者（建築主、管理者等）は、平成 30 年 6 月 1 日までに当該建築物を除却してください。

なお、当該期限までに所有者（建築主、管理者等）が除却しないときは、同法第 9 条第 11 項の規定により、市長又は市長が命じた者若しくは委任した者において除却します。

那覇市長 城 間 幹 子

(物件の表示)

- | | |
|------------|--|
| 1 対象建築物の位置 | (住居表示) 那覇市壺川 1 丁目 21 番 2
(地名地番) 那覇市壺川 1 丁目 581 番 22 |
| 2 対象建築物の用途 | 住宅 |
| 3 対象建築物の構造 | コンクリートブロック造 (一部鉄骨) |
| 4 対象建築物の規模 | 平屋建て 延べ面積約 18 m ² |

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 4 号

平成 30 年 4 月 26 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 兼次 俊正

指定（登録）番号	第 458 号
指定工事店名	有限会社与儀工業
営業所所在地	沖縄県豊見城市字饒波 107 番地 2
代表者氏名	与儀 弘玄
有効期間	自 平成30年4月1日 至 平成35年3月31日
異動年月日	平成 30 年 4 月 23 日
異動事由	営業所所在地の変更

